

立命館大学理工学部 正会員 笹谷康之

立命館大学理工学部 学生員 ○永井正吾

1 はじめに

京都は、様々な景観の問題を抱えながらも、建築物の高さについて一定の景観対策を行ってきた。しかし、その内容は不十分なもので、平成7年に変更された都市景観条例でも、五山の眺望を確保するための高さ規制が、不十分な内容となっている。

これに対して1995年に、まちづくり市民会議事務所+新建築家技術者集団有志により「市民による送り火アセスメント(1994年の記録)」として、五山の眺望を確保するための提案がなされている。ここでは、広範囲にわたる市民アンケート調査を行い、体験的に可視・不可視の分析を行っているが、より計量的な景観シュミレーションが必要である。

そこで本研究ではその結果をもとに、地形のシュミレーションを行い、五山の眺望景観の特徴を明らかにする。そして、現況のゾーニングで高度化が進展した場合の眺望阻害をシュミレートして、問題点を示し、五山の眺望保全の方策を提案する。

2 研究の方法

五山の送り火を対象に、50m地域標準メッシュのDTMを用いて、京都盆地におけるその見え方の構造を明らかにする。標高・斜面の勾配と方向といった五山の地形立地、主要視点場からの五山送り火の仰角等を計測して、五山の眺望を確保する建築物の高さ規制を明らかにする。

3 主要視点場からの五山の眺望

(1) 視点場の選定

視点場として以下の基準で地点を選定した。

- ①多くの人が昔、送り火を見ていた地点
- ②現在送り火をよく見ることの出来る地点(特に地上から)
- ③高度地区(高さ規制が45m。総合設計制度では60m)での高層化により眺望が失われた(失われるであろう)地点

その結果視点場として、①として京都御所、②として北大路橋・葵橋、③図-1に示す大文字の火床から堀川御池・堀川五条・河原町五条の3方向を結んだ延長線上の地点を選定した。

(2) 断面図の作成

五山の透視形態と必要な高さ規制を探るために、(1)で選定した視点場から対象までの、断面図を作成する。図-2はその事例である。視点場から五山までの距離、標高差、仰角を表-1~3に示す。

図-1 高度地区を通る3つの視線

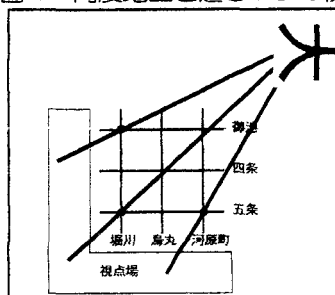


図-2 御所から大文字までの断面図

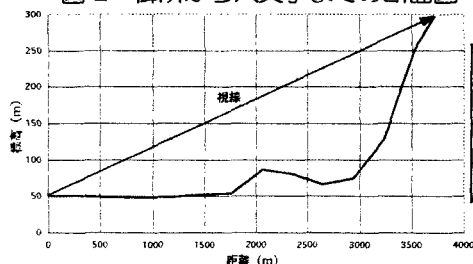


表-1 御所から五山までの断面の指標

	大文字	妙	法	船形	左大文字	鳥居形
御所からの距離(m)	3717	3812	4099	5430	3684	8658
標高差(m)	245	52	74	143	117	67
仰角(°)	3.8	0.8	1.0	1.5	1.8	0.4

表-2 北大路橋から五山までの断面の指標

	大文字	妙	法	船形	左大文字
北大路橋からの距離(m)	3395	1307	1418	4522	4207
標高差(m)	229	35	57	126	100
仰角(°)	3.9	1.5	2.3	1.6	1.4

表-3 葵橋から五山までの断面の指標

	大文字	妙	法
葵橋からの距離(m)	2100	2734	2524
標高差(m)	234	41	62
仰角(°)	6.4	0.9	1.4

総合設計制度での限界の高さ60mと、四条通りのデパートやビルに多い昭和47年まで行われていた高さ31mを想定して、大文字の見え方を比較した指標が表-4である。

表-4 高度地区を通った大文字の断面の指標

障害物の位置		堀川御池	堀川五条	河原町五条
31m	対象までの距離(m)	5677	6366	5051
	標高差(m)	260	267	263
	仰角(°)	2.6	2.4	3.0
	障害物までの距離(m)	792	820	556
60m	対象までの距離(m)	6551	7498	5867
	標高差(m)	263	273	267
	仰角(°)	2.3	2.1	2.6
	障害物までの距離(m)	1665	1951	1372

4 五山の眺望を確保する高さ規制

以上の結果をもとに、五山の眺望を確保するための高さ規制の提案を示す。

・北山地区の高さ規制の強化

農地の多く残っている北山地区を、今のうちに宅地化規制・高さ規制することにより、北山の眺望の保全を促す。北大路通りより以北の地域では少なくとも高さ制限20m以下、以南の地域では15m以下の規制を行わなければ、北大路橋や葵橋からの眺望はやがて失われる可能性が大きい。

・鴨川近辺の高さ及び景観の整備

鴨川沿いは風致地区であり、今出川通りより南側は鴨川沿いの外縁部も美観地区指定されているが、その北側では規制の範囲外である。現行の高さ規制のままでは、五山が見えなくなったり欠けたりする可能性が大きい。よって鴨川から五山までを斜線制限的に高さ規制を行うことにより、五山の眺望を確保する必要がある。また、鴨川沿いの建築物の高さを揃えることによって、より印象的に五山を引き立てる工夫が必要である。

・京都での総合設計制度の再検討

京都における高さ60mの建築物は、異質な存在となっている。京都ホテルの建設が景観を破壊するとして、住民の強い反対にあったことから明らかである。高さ60mが許可されることによって眺望が阻害される地域が2倍以上に広がるので、総合設計制度の適用には慎重な検討が必要といえる。